

平成23年11月定例会

# 議案説明資料 予算に関する説明書

生活環境部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

## 平成23年11月定例会議案説明資料目次

【予算関係】  
(一般会計)

生活環境部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第 1号	平成23年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 環境立県推進課 水・大気環境課 景観まちづくり課 公園自然課 住宅政策課	1 2 3 4 5 7
	2 歳入歳出事項別明細書		8
	3 節の明細		14
	4 繰越明許費に関する調書	公園自然課 住宅政策課	15
	5 債務負担行為に関する調書	住宅政策課	16

【予算関係以外】

議案番号	件名	課名等	頁
議案第 6号	鳥取県公害防止条例の一部改正について	水・大気環境課	17
議案第 7号	鳥取県屋外広告物条例及び鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について	景観まちづくり課	21
議案第10号	鳥取県手数料徴収条例の一部改正について	くらしの安心推進課	23

報告番号	件名	課名等	頁
報告第 2号	議会の委任による専決処分の報告について (7) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について (平成23年11月13日専決)	景観まちづくり課 くらしの安心推進課	25
報告第 3号	長期継続契約の締結状況について	環境立県推進課	28

議案説明資料総括表

生活環境部 (単位: 千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
環境立県推進課	2,371,790	15,000	2,386,790			15,000		
水・大気環境課	704,848	12,442	717,290	7,875			4,567	
景観まちづくり課	73,224	5,112	78,336				5,112	
公園自然課	791,836	7,907	799,743	2,463			5,444	
住宅政策課	3,014,360	12,498	3,026,858	3,995			8,503	
合計	7,513,702	52,959	7,566,661	14,333	0	15,000	23,626	
(一般会計)								
環境立県推進課	住宅用太陽光発電等導入促進事業に係る補正							
水・大気環境課	旧岩美鉱山鉱害防止事業に係る補正							
景観まちづくり課	(新) 老朽市街地共同建替整備支援事業に係る補正							
公園自然課	自然公園等管理費に係る補正 都市公園安全安心事業に係る補正							
住宅政策課	環境にやさしい木の住まい助成事業に係る補正							

平成23年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課 (内線：7895)

4目 環境保全費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (繰入金)	一般財源	
住宅用太陽光発電等 導入促進事業	166,070	15,000	181,070			15,000		
トータルコスト	167,668	15,000	182,668	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.2人	0.0人	0.2人	補助金事務				
I 程表の政策目標(指標)	一人ひとりの行動が地球環境に負荷を与えていることを理解し、地球温暖化の防止に取り組む。 ・自然エネルギーの導入量：110,000kW (平成19～22年度で60,000kW)							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

家庭部門からのCO2排出量の削減を図るため、住宅に太陽光発電システムとLED照明、高効率給湯器等の省エネルギー設備を同時に導入する者に対して、市町村と連携して支援を行う。  
(市町村への間接補助)

2 主な事業内容

9月補正予算で増額したところであるが、各市町村で想定以上の申請が出ており、5市町村から更なる増額の要望が出された。県としても、再生可能エネルギーを核としたエネルギーシフトを積極的に進めていることから、増額補正に対応する。

《事業費内訳》※事務費を除く

区分	予算額 (千円)	執行(見込)額 (千円)	導入見込件数 (件)	導入見込量 (kW)
当初予算	144,000	143,276	749	2,996
9月補正	22,000	20,857	121	484
11月補正	15,000	16,867	75	300
合計	181,000	181,000	945	3,780

※増額見込の市町村：米子市、岩美町、湯梨浜町、日吉津村、大山町

3 これまでの取組状況、改善点

住宅用太陽光発電については、平成21年度6月補正予算において新しい補助制度(市町村への補助率3分の2)を創設したところ、16市町村の参加が得られた。また、余剰電力買取制度の開始も重なり、平成21年度は飛躍的に導入量が増えた(平成20年度の約3倍、2,449kW)。

平成22年度から、とっとり発グリーンニューディール基金を財源とするため、省エネ設備等との複合的な導入が行われることを条件とした補助制度に変更し、平成23年度は18市町村が補助を実施中。

○平成22年度の住宅用太陽光発電の導入実績

年間導入量： 2,880kW (704戸分)  
累積導入量： 13,878kW (3,470戸分相当)  
目標達成率： 15.6%

※目標：平成32年度までに住宅用太陽光発電を89,000kW (22,250戸分) 導入

平成23年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水・大気環境課 (内線：7206)

4目 環境保全費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
旧岩美鉱山鉱害防止事業	58,802	12,442	71,244	7,875			4,567	
トータルコスト	67,589	13,241	80,830	(補正に係る主な業務内容) 非常用電源設備設置、地滑対策詳細調査設計				
従事する職員数	1.1人	0.1人	1.2人	計				
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

義務者不存在である旧岩美鉱山の坑道等から流出する重金属(鉄、銅等)を含む強酸性(pH3.1)の坑廃水については、県が事業主体となり、岩美町に業務委託のうえ、24時間体制で中和処理しており、大雨・台風等による停電時でも中和処理が継続できるよう非常用電源設備を設置する。併せて、平成23年5月に敷地内の山林が崩壊し、沈殿地内に土砂が堆積したことにより、安定的な使用に支障を来していることから、地滑り対策を実施する。

2 主な事業内容

- 非常用電源設備設置(事業費：10,500千円、国庫補助率：3/4)
  - ・停電時の未処理原水のオーバーフローを防止するための非常用電源設備(出力90KVA、20時間稼働対応)を導入する。
- 地滑り対策詳細調査設計(事業費：1,942千円、単県費)
  - ・本年5月の集中豪雨で発生した場内地滑り箇所の対策調査設計業務について、当該工事の実施に向けた詳細設計を行う。

3 これまでの取組状況、改善点

- 坑廃水排水処理の概要
  - ・坑廃水処理施設：旧岩美鉱山坑廃水(1,500m<sup>3</sup>/日)を消石灰により中和処理
  - ・殿物たい積場：坑廃水処理施設から発生した殿物を埋立処分(埋立容量：約16,000m<sup>3</sup>、H22.12埋立終了。現在閉鎖手続中。)
- 殿物発生量の削減とリサイクルの推進
  - ・平成13年度からHDS殿物繰り返し中和法を採用し、殿物の発生量を削減した。
  - ・平成15年度から、発生する殿物をステンレス原料として売却している。
- 施設の積極的な公開による県民の理解の促進
  - ・山陰ジオパークのジオスポットとして見学者を広く受け入れ、過去の鉱山開発の経緯や現在の坑廃水処理施設の状況を説明している。

平成23年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

景観まちづくり課 (内線: 7390)

1目 住宅管理費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 老朽市街地共同建替 整備支援事業	0	5,112	5,112				5,112	
トータルコスト	0	5,911	5,911	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	地域資源を活用したまちづくり実施地区数の増							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取、米子を中心とした老朽化した既成市街地を再生し、新たに地区を活性化するため、優良建築物等整備事業等を利用して共同建替を行う施行者に対し、施行者にとって負担感の大きい導入部分の調査経費の一部を支援する。

2 主な事業内容

(1) 対象経費及び補助率

優良建築物等整備事業制度等を利用して共同建替を行う場合、施行者負担分のうち導入部分の一部を補助する。

対象経費	負担率			→	負担率	
	国	市	施行者		施行者	県
基本構想作成費・事業計画作成費 地盤調査	1/3	1/3	1/3		2/9	1/9

(2) 補助の相手方: 共同建替事業の施行者

(3) 平成23年度実施箇所: 鳥取市戎町

①建替活動期間: 平成20年度~25年度

うち、優良建築物等整備事業期間: 平成23年度~25年度

②事業主体: 戎町建設準備組合

③建替内容

現行	計画
昭和27年~48年建築、権利者14名 地区面積3,097㎡、敷地面積1729.62㎡	
延べ床面積3,854㎡	延べ床面積3,800㎡ (専有床面積2,540㎡)
建築面積1,390.22㎡	建築面積1,220㎡
建物35棟 (RC造3棟、CB造19棟、 鉄骨造3棟、木造10棟)	RC造 地上4階建て (1階: 共同店舗・事務所、2階: 交流コソ・ 福祉介護事務所・高齢者対応住宅、 3・4階: 分譲・賃貸住宅・地権者住宅)

(4) 所要経費 5,112千円

(単位: 千円)

内訳	全体事業費	負担割合	所要額
基本構想作成費	37,000	1/9	4,112
事業計画作成費	7,200	(1/3×1/3=1/9)	800
地盤調査費	1,800		200
計	46,000		5,112

3 これまでの取組状況、改善点

鳥取市戎町地区のこれまでの取組

- ・平成18、19年度に中心市街地北部地区の調査を実施。
- ・平成20年度より、アドバイザー派遣等を活用しながらワークショップを重ね、建替イメージを具体化。

平成23年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

公園自然課（内線：7200）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
自然公園等管理費 （山陰海岸世界ジオパーク自然歩道修景整備）	38,846	2,982	41,828				2,982	
トータルコスト	101,152	3,781	104,933	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	7.8人	0.1人	7.9人	自然歩道沿線の修景伐採				
工程表の政策目標（指標）	山陰海岸ジオパークや自然公園の貴重な自然に県民が快適に親しむため、適切な施設整備や維持管理を行い、利用促進に向けた広域的な情報提供やPRを行う。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

山陰海岸世界ジオパークの主要なジオスポットを結ぶ中国・近畿自然歩道は、傑出した景観を間近に眺望できる散策道として、世界ジオパーク認定以降さらに多くの方々に利用されている。

しかし、近年樹木の成長による展望地の眺望障害や枯れ松による景観の悪化が生じているため、修景伐採により沿線景観を改善し、自然歩道の観光・教育等への一層の活用に資する。

2 主な事業内容

(1) 実施地区 山陰海岸の自然歩道沿線

地区	内訳
多鯉ヶ池エリア	眺望伐採：7箇所
岩戸～大谷エリア	眺望伐採：3箇所
網代～鴨ヶ磯エリア	眺望伐採：6箇所、枯れ松伐採：1箇所
鴨ヶ磯～城原エリア	眺望伐採：4箇所
羽尾岬エリア	眺望伐採：3箇所、枯れ松伐採：1箇所

(2) 実施者 鳥取県

(3) 事業費 2,982千円（委託料）

3 これまでの取組状況、改善点

山陰海岸の自然歩道においては、毎年、県・環境省・市町が連携して一斉点検を実施し、必要な修繕や草刈りを行い環境整備に努めている。今年度は眺望改善の視点も含めた点検を行い、眺望地点の選定や支障木の確認をしたところ。

今後も、定期的に景観や植生に影響のない範囲で眺望改善や沿線の景観整備を進めることとしている。

平成23年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費

5項 都市計画費

3目 公園費

公園自然課 (内線: 7369)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
都市公園安全安心事業	123,697	4,925	128,622	2,463			2,562	
トータルコスト	132,484	4,925	137,409	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.1人	0.0人	1.1人	実施設計発注・着手				
工程表の政策目標(指標)	県立都市公園の適正な管理・整備を通じて、公園の安全・安心な機能向上に資する。							

説明

1 事業の目的・概要

平成23年9月2日の台風12号の豪雨により、東郷湖羽合臨海公園引地地区飲食施設の陸屋根部分に雨漏りが確認されたため防水シートの張替え等の改修を行う。

2 主な事業内容

- (1) 名称 燕趙園飲食施設の雨漏り改修工事
- (2) 事業費 4,925千円
- 【内訳】 設計委託 494千円
- 改修工事 4,431千円

3 これまでの取組状況、改善点

県立都市公園については、耐用年数を超えたものや危険であり修理が必要と判断されたものには年次計画を策定して、順次地域戦略活性化交付金により整備することとしているが、緊急を要するものに関してはその都度改修・改善を実施している。



平成23年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住宅政策課 (内線: 7408)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
環境にやさしい木の住まい助成事業	280,641	12,498	293,139	3,995			8,503	
トータルコスト	292,623	12,498	305,121	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.5人	0.0人	1.5人	補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	平成27年度におけるCASBEEを利用した新築の戸建木造住宅の着工割合5%を目指す							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県産材を活用した住宅の建設・改修に対し、県産材の使用状況等に応じた助成を行う「環境にやさしい木の住まい助成事業」について、今後当初の予想を上回る申請数が見込まれることから、住宅投資の促進を通じて地域産業の振興に資するため、申請増加見込分について増額補正を行う。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	助成の内容	当初予算額	補正額	補正後予算額	
新築	県産材活用助成	県産材使用量 1m <sup>3</sup> あたり 2 万円を助成 (上限 40 万円)	161,040 (300戸)	24,000 (72戸)	185,040 (372戸)
	JAS製材活用助成	JAS製材使用量1m <sup>3</sup> あたり9千円を助成 (上限18万円)			
	伝統技術活用助成	在来軸組工法による住宅で、次のうち2種以上の伝統技術を活用する場合1戸につき15万円を助成 (手刻み/下見板張/左官仕上/日本瓦/木製建具)	14,850 (99戸)	2,550 (17戸)	17,400 (116戸)
	環境配慮住宅助成	CASBEEとっとり戸建による評価項目がAランク以上の場合、1戸につき7万円を助成	2,800 (40戸)	0	2,800 (40戸)
改修	県産材活用助成	県産材使用量 1m <sup>3</sup> あたり 2 万円を助成 (上限 20 万円)	12,987 (55戸)	0	12,987 (55戸)
	JAS製材活用助成	JAS製材使用量 1m <sup>3</sup> あたり 9 千円を助成 (上限 9 万円)			
小計		191,677	26,550	218,227	
前年度債務負担行為設定済額		88,704	△14,052	74,652	
標準事務費		260	0	260	
合計		280,641	12,498	293,139	

3 これまでの取組状況、改善点

- ・県産材活用に係る消費者の意識向上、山林・地域産業の振興等
- ・伝統的工法の活用を支援し、職人技術の継承機会を創出
- ・CASBEEとっとり戸建評価制度Aランク以上の住宅への上乗せ助成を導入し、環境負荷低減に向けた取組を推進

平成23年度 11月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	4款 衛生費								
				うち生活環境部					
							2項 環境衛生費		
款項目	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	122,631		122,631	62,119		62,119	44,306		44,306
2 給 料	1,407,754		1,407,754	709,510		709,510	296,570		296,570
3 職員手当等	768,136		768,136	368,093		368,093	157,725		157,725
4 共 済 費	547,964		547,964	278,342		278,342	120,534		120,534
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃 金	2,230		2,230						
8 報 償 費	65,652		65,652	10,557		10,557	10,026		10,026
9 旅 費	77,397		77,397	24,341		24,341	19,109		19,109
費用弁償	3,447		3,447	1,054		1,054	899		899
普通旅費	45,148		45,148	17,286		17,286	12,528		12,528
特別旅費	28,802		28,802	6,001		6,001	5,682		5,682
10 交 際 費									
11 需 用 費	210,512		210,512	115,649		115,649	69,366		69,366
12 役 務 費	78,385		78,385	29,976		29,976	25,293		25,293
13 委 託 料	729,127	17,062	746,189	396,140	15,424	411,564	338,293	15,424	353,717
14 使用料及び賃借料	78,254		78,254	39,855		39,855	32,986		32,986
15 工事請負費	9,017		9,017	9,017		9,017	9,017		9,017
16 原材料費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	144,755	3,000	147,755	135,533		135,533	134,992		134,992
19 負担金、補助及び交付金	5,574,820	461,902	6,036,722	547,882	15,000	562,882	547,756	15,000	562,756
20 扶 助 費	1,377,211		1,377,211						
21 貸 付 金	959,178		959,178						
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料									
24 投資及び出資金									
25 積 立 金	23,287	3,163,610	3,186,897	9,421		9,421	9,421		9,421
26 寄 附 金	30,500		30,500						
27 公 課 費	60		60						
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	12,206,870	3,645,574	15,852,444	2,736,435	30,424	2,766,859	1,815,394	30,424	1,845,818
財 源									
内 国庫支出金	1,409,373	3,171,485	4,580,858	247,010	7,875	254,885	247,010	7,875	254,885
内 地方債	12,000		12,000						
内 その他	2,754,658	464,902	3,219,560	378,246	15,000	393,246	374,977	15,000	389,977
内 一般財源	8,030,839	9,187	8,040,026	2,111,179	7,549	2,118,728	1,193,407	7,549	1,200,956

平成23年度 11月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

節	款項目			
		2項 環境衛生費		
		4目 環境保全費		
	補正前	補正額	補正後	
1	報酬	41,745		41,745
2	給料			
3	職員手当等			
4	共済費	5,917		5,917
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	賃金			
8	報償費	8,447		8,447
9	旅費	14,789		14,789
	費用弁償	804		804
	普通旅費	9,001		9,001
	特別旅費	4,984		4,984
10	交際費			
11	需用費	43,588		43,588
12	役務費	21,321		21,321
13	委託料	326,429	15,424	341,853
14	使用料及び賃借料	29,560		29,560
15	工事請負費	9,017		9,017
16	原材料費			
17	公有財産購入費			
18	備品購入費	132,909		132,909
19	負担金、補助及び交付金	524,310	15,000	539,310
20	扶助費			
21	貸付金			
22	補償、補填及び賠償金			
23	貸倒金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金			
25	積立金	9,421		9,421
26	寄附金			
27	公課費			
28	繰出金			
	予備費			
	計	1,167,453	30,424	1,197,877
財	国庫支出金	233,398	7,875	241,273
源	地方債			
内	その他	272,774	15,000	287,774
訳	一般財源	661,281	7,549	668,830

平成23年度 11月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	8款 土木費								
				うち生活環境部					
							5項 都市計画費		
款項目	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	271,139		271,139	36,582		36,582	1,704		1,704
2 給料	2,055,114		2,055,114	253,194		253,194	42,970		42,970
3 職員手当等	1,038,262		1,038,262	124,877		124,877	18,920		18,920
4 共済費	808,632		808,632	96,446		96,446	14,110		14,110
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃金	500		500						
8 報償費	10,804		10,804	1,738		1,738	1,192		1,192
9 旅費	47,938		47,938	8,369		8,369	3,138		3,138
費用弁償	4,694		4,694	798		798	314		314
普通旅費	41,214		41,214	6,580		6,580	2,074		2,074
特別旅費	2,030		2,030	991		991	750		750
10 交際費									
11 需用費	672,391		672,391	72,765		72,765	6,409		6,409
12 役務費	123,427		123,427	22,585		22,585	2,343		2,343
13 委託料	6,397,925	307,733	6,705,658	862,470	494	862,964	464,672	494	465,166
14 使用料及び賃借料	387,603		387,603	27,649		27,649	8,633		8,633
15 工事請負費	20,115,894	1,292,983	21,408,877	1,148,531	4,431	1,152,962	117,577	4,431	122,008
16 原材料費	3,100		3,100						
17 公有財産購入費	1,164,597	3,306	1,167,903						
18 備品購入費	116,419		116,419	6,809		6,809	6,677		6,677
19 負担金、補助及び交付金	8,871,966	47,610	8,919,576	691,551	17,610	709,161	91,930		91,930
20 扶助費									
21 貸付金	30,116		30,116	30,116		30,116			
22 補償、補填及び賠償金	1,671,764	67,694	1,739,458	12,402		12,402			
23 償還金、利子及び割引料	5,000		5,000						
24 投資及び出資金	661,524		661,524	661,524		661,524			
25 積立金	128,638		128,638	128,638		128,638			
26 寄附金									
27 公課費	6,836		6,836						
28 繰出金	3,588		3,588	3,588		3,588	3,588		3,588
予備費									
計	44,593,177	1,719,326	46,312,503	4,189,834	22,535	4,212,369	783,863	4,925	788,788
財源									
内 国庫支出金	12,758,054	955,708	13,713,762	641,713	6,458	648,171	72,727	2,463	75,190
内 地方債	13,897,000	475,000	14,372,000	459,000		459,000			
内 その他	2,312,371	19,448	2,331,819	855,118		855,118	40,910		40,910
内 一般財源	15,625,752	269,170	15,894,922	2,234,003	16,077	2,250,080	670,226	2,462	672,688

平成23年度 11月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目									
	5項 都市計画費			6項 住宅費						
	3目 公園費						1目 住宅管理費			
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1	報 酬			34,561		34,561	26,079		26,079	
2	給 料	7,508		7,508	185,283		185,283	177,483		177,483
3	職員手当等	3,784		3,784	96,497		96,497	96,497		96,497
4	共 済 費	2,822		2,822	75,281		75,281	73,997		73,997
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃 金									
8	報 償 費	900		900	410		410	72		72
9	旅 費	1,144		1,144	2,971		2,971	1,180		1,180
	費用弁償				260		260	260		260
	普通旅費	544		544	2,570		2,570	850		850
	特別旅費	600		600	141		141	70		70
10	交 際 費									
11	需 用 費	1,863		1,863	63,803		63,803	59,195		59,195
12	役 務 費	852		852	18,091		18,091	15,765		15,765
13	委 託 料	452,810	494	453,304	386,854		386,854	320,963		320,963
14	使用料及び賃借料	6,938		6,938	17,150		17,150	13,270		13,270
15	工事請負費	117,577	4,431	122,008	1,030,954		1,030,954	98,818		98,818
16	原 材 料 費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	6,677		6,677	100		100			
19	負担金、補助及び交付金	49,900		49,900	524,892	17,610	542,502	96,332	5,112	101,444
20	扶 助 費									
21	貸 付 金				30,116		30,116			
22	補償、補填及び賠償金				12,402		12,402			
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金				661,524		661,524			
25	積 立 金				128,638		128,638			
26	寄 附 金									
27	公 課 費									
28	繰 出 金									
	予備費									
	計	652,775	4,925	657,700	3,269,527	17,610	3,287,137	979,651	5,112	984,763
財	国庫支出金	61,848	2,463	64,311	557,708	3,995	561,703	1,024		1,024
源	地 方 債				459,000		459,000			
内	そ の 他	40,066		40,066	800,959		800,959	692,089		692,089
訳	一 般 財 源	550,861	2,462	553,323	1,451,860	13,615	1,465,475	286,538	5,112	291,650

平成23年度 1 1月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目			
		補正前	補正額	補正後
	6項 住宅費			
	2目 住宅建設費			
1	報酬	8,482		8,482
2	給料	7,800		7,800
3	職員手当等			
4	共済費	1,284		1,284
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	賞金			
8	報償費	338		338
9	旅費	1,791		1,791
	費用弁償			
	普通旅費	1,720		1,720
	特別旅費	71		71
10	交際費			
11	需用費	4,608		4,608
12	役務費	2,326		2,326
13	委託料	65,891		65,891
14	使用料及び賃借料	3,880		3,880
15	工事請負費	932,136		932,136
16	原材料費			
17	公有財産購入費			
18	備品購入費	100		100
19	負担金、補助及び交付金	428,560	12,498	441,058
20	扶助費			
21	貸付金	30,116		30,116
22	補償、補填及び賠償金	12,402		12,402
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金	661,524		661,524
25	積立金	128,638		128,638
26	寄附金			
27	公課費			
28	繰出金			
	予備費			
	計	2,289,876	12,498	2,302,374
財源内訳	国庫支出金	556,684	3,995	560,679
	地方債	459,000		459,000
	その他	108,870		108,870
	一般財源	1,165,322	8,503	1,173,825

平成23年度 11月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

節	款項目	生活環境部 合計		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	134,879		134,879
2	給料	1,017,334		1,017,334
3	職員手当等	519,458		519,458
4	共済費	399,690		399,690
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	賞金			
8	報償費	19,460		19,460
9	旅費	40,619		40,619
	費用弁償	3,842		3,842
	普通旅費	28,557		28,557
	特別旅費	8,220		8,220
10	交際費			
11	需用費	207,411		207,411
12	役務費	60,804		60,804
13	委託料	1,321,956	15,918	1,337,874
14	使用料及び賃借料	74,583		74,583
15	工事請負費	1,157,548	4,431	1,161,979
16	原材料費			
17	公有財産購入費			
18	備品購入費	142,613		142,613
19	負担金、補助及び交付金	1,571,238	32,610	1,603,848
20	扶助費			
21	貸付金	30,316		30,316
22	補償、補填及び賠償金	12,402		12,402
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金	661,524		661,524
25	積立金	138,279		138,279
26	寄附金			
27	公課費			
28	繰出金	3,588		3,588
	予備費			
	計	7,513,702	52,959	7,566,661
財源内訳	国庫支出金	1,081,343	14,333	1,095,676
	地方債	459,000		459,000
	その他	1,301,061	15,000	1,316,061
	一般財源	4,672,298	23,626	4,695,924

# 節 の 明 細

	項 目	金額(千円)等
4款	衛生費	
	2項 環境衛生費	
	4目 環境保全費	
	負担金、補助 及び交付金	・住宅用太陽光発電等導入推進補助金 15,000
8款	土木費	
	6項 住宅費	
	1目 住宅管理費	
	負担金、補助 及び交付金	・老朽市街地共同建替整備支援事業費補助金 5,112
	2目 住宅建設費	
	負担金、補助 及び交付金	・鳥取県木の住まい建設資金補助金 12,498



緑越明許費に関する調書

生活環境部  
(単位：千円)

追加

款	項	目	事業名	予算額	翌年度繰越額	左の財源内訳				備考
						国庫補助金	起債	その他	一般財源	
8 土木費	5 都市計画費	3 公園費	都市公園安全安心事業費	128,622	11,579	5,789			5,790	工事発注が年度末となり、年度内完了が困難となるため。
8 土木費	6 住宅費	2 住宅建設費	公営住宅整備事業費	1,034,757	140,507		140,000		507	前期工事の遅れにより工事の発注が遅れ、当初予定の出来高に達しないため。
計				1,163,379	152,086	5,789	140,000		6,297	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

変更

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額			左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源			
						国庫支出金	地方債	その他	
平成23年度 環境にやさしい木の 住まい助成事業費	補正前の額 補助金総額191,677千円を限度として、平成23年度に交付決定した額から平成23年度に交付した額を差し引いた額			平成24年度	限度額に 同じ	限度額から改修に係る助成分及びJAS製材に係る上乗せ助成分を差し引いた額に0.5を乗じた額			限度額から改修に係る助成分及びJAS製材に係る上乗せ助成分を差し引いた額に0.5を乗じた額に限度額のうち改修に係る助成分及びJAS製材に係る上乗せ助成分の額を加えた額
	補正額 補助金総額26,550千円を限度として、平成23年度に交付決定した額から平成23年度に交付した額を差し引いた額			平成24年度	限度額に 同じ	限度額から改修に係る助成分及びJAS製材に係る上乗せ助成分を差し引いた額に0.5を乗じた額			限度額から改修に係る助成分及びJAS製材に係る上乗せ助成分を差し引いた額に0.5を乗じた額に限度額のうち改修に係る助成分及びJAS製材に係る上乗せ助成分の額を加えた額
	補正後の額 補助金総額218,227千円を限度として、平成23年度に交付決定した額から平成23年度に交付した額を差し引いた額			平成24年度	限度額に 同じ	限度額から改修に係る助成分及びJAS製材に係る上乗せ助成分を差し引いた額に0.5を乗じた額			限度額から改修に係る助成分及びJAS製材に係る上乗せ助成分を差し引いた額に0.5を乗じた額に限度額のうち改修に係る助成分及びJAS製材に係る上乗せ助成分の額を加えた額

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県公害防止条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由                  大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部が改正され、ばい煙量等の測定結果の記録保存の義務付け等が行われたことに伴い、同法の対象とはならないばい煙排出者についても同様の義務を課す等、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要                  (1) ばい煙排出者及び排出水を排出する者に対し、ばい煙量等又は排出水の汚染状態の測定結果の記録の保存を義務付ける。                  (2) 汚水関係特定事業場の設置者等に対し、水質事故時における応急の措置及び知事への届出を義務付けるとともに、当該応急の措置を講じていないと認められる汚水関係特定事業場の設置者等に対して当該応急の措置を講ずるよう命ずることができることとする。                  (3) (1)の義務及び(2)の応急の措置の命令に違反した者に対する罰則を新たに設けるとともに、ばい煙関係特定施設となった際の届出義務等の違反に対する罰則を引き上げる。                  (4) その他所要の規定の整備を行う。                  (5) 施行期日は、公布日とする。</p>

鳥取県公害防止条例の一部を改正する条例案

鳥取県公害防止条例（昭和46年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 規制</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 水質の汚濁に関する規制（第33条—<u>第45条の2</u>）</p> <p>第3節～第5節 略</p> <p>第4章及び第5章 略</p> <p>附則</p> <p>（改善命令等）</p> <p>第25条 知事は、ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙関係特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばい煙関係特定施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当該ばい煙関係特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。</p> <p>2 略</p> <p>（ばい煙量等の測定）</p> <p>第26条 ばい煙排出者は、規則で定めるところにより、当該ばい煙関係特定施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならぬ。</p> <p>（排出基準）</p> <p>第34条 略</p> <p>2 前項の排出基準は、前条第2項第1号ア及び第2号アに規定する物質（以下この項及び<u>第45条の2第1項</u>において「有害物質」という。）による汚染状</p>	<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 規制</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 水質の汚濁に関する規制（第33条—<u>第45条</u>）</p> <p>第3節～第5節 略</p> <p>第4章及び第5章 略</p> <p>附則</p> <p>（改善命令等）</p> <p>第25条 知事は、ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある<u>場合において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めるときは</u>、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙関係特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばい煙関係特定施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当該ばい煙関係特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。</p> <p>2 略</p> <p>（ばい煙量等の測定）</p> <p>第26条 ばい煙排出者は、規則で定めるところにより、当該ばい煙関係特定施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならぬ。</p> <p>（排出基準）</p> <p>第34条 略</p> <p>2 前項の排出基準は、前条第2項第1号ア及び第2号アに規定する物質（以下この項において「有害物質」という。）による汚染状態にあつては、排水</p>

態にあつては、排水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあつては、同項第1号イ及び第2号イに規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。

(排水の汚染状態の測定等)

第44条 排水を排出する者は、規則で定めるところにより、当該排水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

2 略

(特定汚水等の地下浸透の禁止)

第45条 工場又は事業場の設置者は、地下浸透方式により、カドミウムその他の人の健康をそこなうおそれがある物質又は人の生活に密接な関係のある動植物の生育を阻害するおそれがある物質で規則で定めるものを含む汚水又は廃液（以下この条及び次条第2項において「特定汚水等」という。）を処理してはならない。

2及び3 略

(事故時の措置)

第45条の2 汚水関係特定事業場の設置者は、当該汚水関係特定事業場において、汚水関係特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水又はその汚染状態が第33条第2項第1号イ及び第2号イに規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水が当該汚水関係特定事業場から公共用水域に排出されたことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質を含む水又は当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。

2 工場又は事業場の設置者は、当該工場又は事業場において、特定汚水等を処理する施設の破損その他の事故が発生し、特定汚水等が当該工場又は事業場から地下に浸透したときは、直ちに、引き続き特定汚水等の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。

3 知事は、汚水関係特定事業場の設置者その他の工場又は事業場の設置者が前2項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対して、こ

に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあつては、同項第1号イ及び第2号イに規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。

(排水の汚染状態の測定等)

第44条 排水を排出する者は、規則で定めるところにより、当該排水の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

2 略

(特定汚水等の地下浸透の禁止)

第45条 工場又は事業場の設置者は、地下浸透方式により、カドミウムその他の人の健康をそこなうおそれがある物質又は人の生活に密接な関係のある動植物の生育を阻害するおそれがある物質で規則で定めるものを含む汚水又は廃液（以下この条において「特定汚水等」という。）を処理してはならない。

2及び3 略

これらの規定に定める応急の措置を講ずべきことを命  
ずることができる。

第64条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以  
下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 略
- (2) 第31条、第45条第2項又は第45条の2第3項  
の規定による命令に違反した者

2 略

第66条 次の各号のいずれかに該当する者は20万円以  
下の罰金に処する。

- (1)及び(2) 略
- (3) 第26条又は第44条の規定に違反して、記録を  
せず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつ  
た者

第64条 次の各号の一に該当する者は、6月以下の懲  
役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 略
- (2) 第31条又は第45条第2項の規定による命令に  
違反した者

2 略

第66条 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の  
罰金に処する。

- (1)及び(2) 略

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例名等	鳥取県屋外広告物条例及び鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 景観行政団体である鳥取市が景観計画に即して屋外広告物の規制を行うことができるよう、屋外広告物に関する条例の制定等の権限を移譲する。</p> <p>2 概要 (1) 鳥取県屋外広告物条例の一部改正 広告物等の規制を行う条例の制定及び改廃に関する事務は、鳥取市が処理することとする。 (2) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正 鳥取県屋外広告物条例に基づく事務を処理する市町村から鳥取市を除く。 (3) 施行期日は、規則で定める日とする。</p>

鳥取県屋外広告物条例及び鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

(鳥取県屋外広告物条例の一部改正)

第1条 鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第23条 <u>法第28条の規定に基づき、</u>法第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定による条例の制定及び改廃に関する事務は、<u>鳥取市及び倉吉市が処理することとする。</u></p> <p>2 <u>鳥取市及び倉吉市の区域</u>については、第2章及び第3章の規定は、適用しない。</p>	<p>(景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第23条 法第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定による条例の制定及び改廃に関する事務<u>(倉吉市の区域に係るものに限る。)</u>は、倉吉市が処理することとする。</p> <p>2 倉吉市の区域については、第2章及び第3章の規定は、適用しない。</p>

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前																
<p>別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>33 鳥取県屋外広告物条例に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)~(10) 略</td> <td><u>米子市、境港市及び各町村</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町村等	略		33 鳥取県屋外広告物条例に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)~(10) 略	<u>米子市、境港市及び各町村</u>	略		<p>別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>33 鳥取県屋外広告物条例に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)~(10) 略</td> <td><u>各市町村(倉吉市を除く。)</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町村等	略		33 鳥取県屋外広告物条例に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)~(10) 略	<u>各市町村(倉吉市を除く。)</u>	略	
事務	市町村等																
略																	
33 鳥取県屋外広告物条例に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)~(10) 略	<u>米子市、境港市及び各町村</u>																
略																	
事務	市町村等																
略																	
33 鳥取県屋外広告物条例に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)~(10) 略	<u>各市町村(倉吉市を除く。)</u>																
略																	

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。



条 例 名 等	鳥取県手数料徴収条例の一部改正について														
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>受益と負担の公平の確保を図るため、動物取扱業の登録及び登録の更新に係る手数料の額を改める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 動物取扱業の登録及び登録の更新に係る事務について、次のとおり手数料の額を引き上げる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事務の区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">手数料の額</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動物取扱業の登録</td> <td>1件につき</td> <td>11,000円</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>動物取扱業の登録の更新</td> <td>1件につき</td> <td>8,000円</td> <td>12,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(3) 施行期日は、平成24年4月1日とする。</p>	事務の区分	単位	手数料の額		現行	改正後	動物取扱業の登録	1件につき	11,000円	15,000円	動物取扱業の登録の更新	1件につき	8,000円	12,000円
事務の区分	単位			手数料の額											
		現行	改正後												
動物取扱業の登録	1件につき	11,000円	15,000円												
動物取扱業の登録の更新	1件につき	8,000円	12,000円												

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動号等」という。）に対応する同表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動後号等」という。）が存在する場合には、当該移動号等を当該移動後号等とし、移動号等に対応する移動後号等が存在しない場合には、当該移動号等（以下「削除号等」という。）を削り、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には、当該移動後号等（以下「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示並びに削除号等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示並びに追加号等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(111) 略</p> <p>(111の2) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護法」という。）第10条第1項の規定に基づく動物取扱業の登録 1件につき<u>15,000円</u></p> <p>(111の3) 動物愛護法第13条第1項の規定に基づく動物取扱業の登録の更新 1件につき<u>12,000円</u></p> <p>(111の4)～(329) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(111) 略</p> <p>(111の2) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護法」という。）第10条第1項の規定に基づく動物取扱業の登録 1件につき<u>11,000円</u></p> <p>(111の3) 動物愛護法第13条第1項の規定に基づく動物取扱業の登録の更新 1件につき<u>8,000円</u></p> <p>(111の4)～(328) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第123号及び第125号の改正規定は、公布の日から施行する。

<p>条例名等</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について                  (7) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について                  (平成23年11月13日専決)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由                  地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、職業能力開発促進法及び地すべり等防止法の一部が改正されたことに伴い、関係条例について所要の改正を行う。</p> <p>2 概要                  (1) 鳥取縣市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部改正                  市街化調整区域における市街化を促進しない開発行為等について定めた別表中、引用する地すべり等防止法の条項を改める。                  (2) 鳥取県旅館業法施行条例の一部改正                  清純な施設環境を保持すべき施設について定めた規定中、引用する職業能力開発促進法の条項を改める。                  (3) 施行期日は、公布日とする。</p>

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例(平成21年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表(第5条関係)			別表(第5条関係)		
略			略		
7 次のいずれかの事由により移転される建築物等(以下「移転建築物等」という。)に代わる建築物等を建設する目的 (1)及び(2) 略 (3) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第24条の規定により作成された関連事業計画に基づいて行うものであること。  (4)及び(5) 略	移転建築物等の所在する市町村の区域	移転建築物等と同一の用途の建築物等(敷地の面積及び延床面積が、移転建築物等の敷地の面積及び延床面積の、それぞれ1.5倍を超えないものに限る。)	7 次のいずれかの事由により移転される建築物等(以下「移転建築物等」という。)に代わる建築物等を建設する目的 (1)及び(2) 略 (3) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第24条第4項の規定により公表された関連事業計画に基づいて行うものであること。  (4)及び(5) 略	移転建築物等の所在する市町村の区域	移転建築物等と同一の用途の建築物等(敷地の面積及び延床面積が、移転建築物等の敷地の面積及び延床面積の、それぞれ1.5倍を超えないものに限る。)
略			略		

(鳥取県旅館業法施行条例の一部改正)

第2条 鳥取県旅館業法施行条例(昭和33年鳥取県条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(清純な施設環境を保持すべき施設) 第2条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び法第3条の3第3項において準用する場合を含む。)の条例で定める施設は、次に掲げるものとする。 (1)～(4) 略	(清純な施設環境を保持すべき施設) 第2条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び法第3条の3第3項において準用する場合を含む。)の条例で定める施設は、次に掲げるものとする。 (1)～(4) 略

<p>(5) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）<u>第15条の6第3項</u>に規定する公共職業能力開発施設</p>	<p>(5) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）<u>第16条第4項</u>に規定する公共職業能力開発施設</p>
<p>(6) 略</p>	<p>(6) 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第3号

長期継続契約の締結状況について

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	生活環境部環境立県推進課	物品	液晶ディスプレイ ディスプレイスタンド	1式	鳥取市田島721番地 株式会社エコービジネス	195,300	平成23年10月1日 ～平成28年9月30日	鳥取県生活環境部 生活環境部長室